

「帯広市畜産物加工研修センター」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市畜産物加工研修センター	帯広市八千代町西 4 線 194 番地

2 指定管理者

帯広市西 2 条南 12 丁目
一般社団法人帯広物産協会
会長 小倉 豊

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで